特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

三好市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務				
②事務の概要	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害発生時に住民の安否確認や被災状況の確認行い、被災者台帳を作成し、管理する。主に被災者の罹災証明書や被災家屋の所有者へ被災家屋証書の発行や見舞金・義援金等の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①住民の個人情報や世帯情報確認 ②被災者情報の照会・提供				
③システムの名称	被災者支援システム				
2. 特定個人情報ファ	イル名				
被災者支援システムファ	イル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。) 第九条第一項、別表第一の三十六の二の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令・ 定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第二十八条				
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定				
②法令上の根拠	1. 番号法第十九条第八号 別表第二の五十六の二の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第三十条				
5. 評価実施機関にお	らける担当部署 アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドラー・アンドアンドアンドアンドアンドアンドラー・アンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドアンドア				
①部署	総務部危機管理課				
②所属長の役職名	危機管理課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の閉	帮示∙訂正∙利用停止請求				

三好市役所危機管理課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7625 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

三好市役所危機管理課 〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2 電話番号 0883-72-7625 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	1年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	1年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

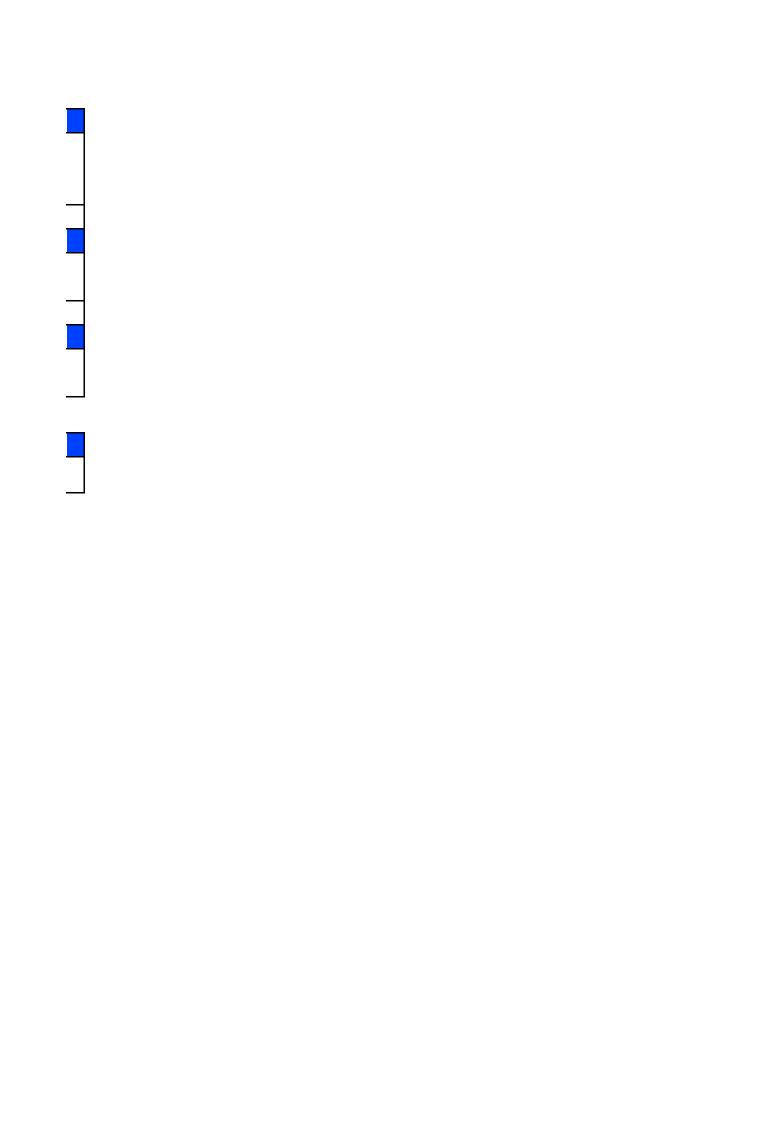
基礎項目評価の実施が義務付けられる

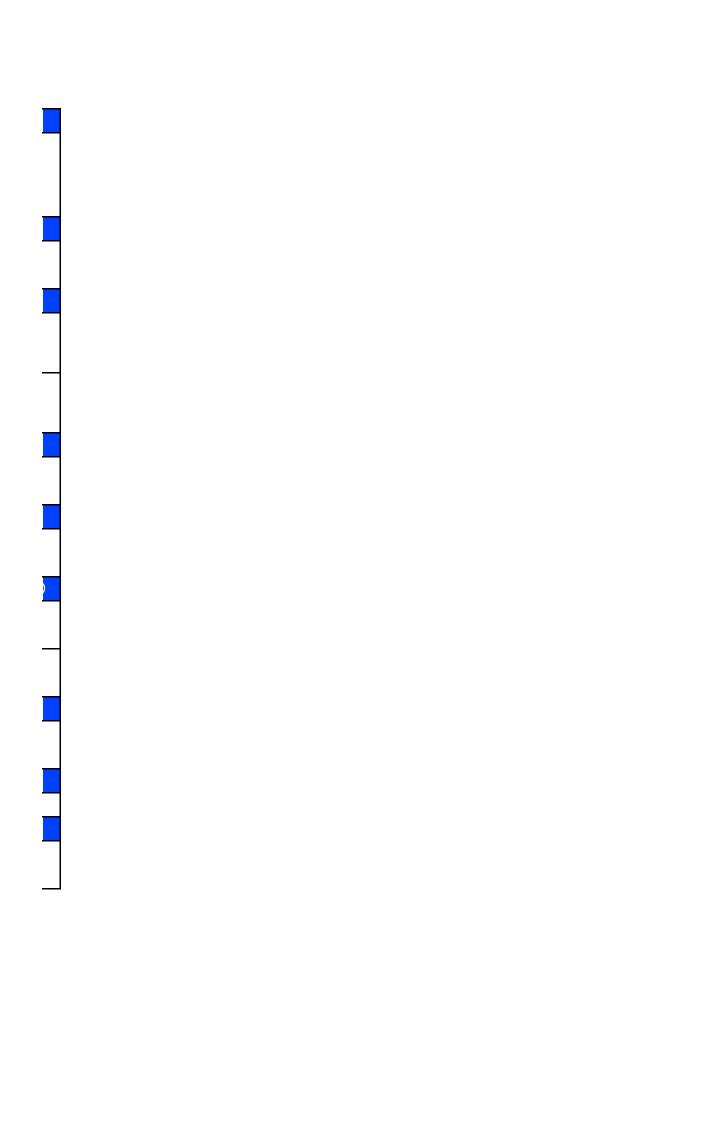
Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	、重点項目評価書 《全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Γ	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か		こ力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	最提供ネットワーク	システムを通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[O]自	己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[+	分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

で

で





変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	I -3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一 第36の2項 2. 災害対策基本法 第90条の2、3、4	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。) 第九条第一項、別表第一の三十六の二の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第二十八条	事後	
平成31年3月27日	Ⅰ-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成31年3月27日	I−4−②法令上の根拠	_	1. 番号法第十九条第七号 別表第二の五十六の二の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第三十条	事後	
平成31年3月27日	I-5-②所属長	危機管理課長 山口 哲司	危機管理課長	事後	様式変更のため
平成31年3月27日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式変更のため
令和2年3月6日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	
令和2年3月6日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年12月2日 時点	事後	
令和3年9月10日	I−4−②法令上の根拠	の二の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六		事後	

